

第6回 緑の基本計画検討部会

次第

日 時 令和7年7月22日（火）午前9時30分～

場 所 京都市役所分庁舎4階 第5会議室

次 第

1	開 会	藤澤事業促進担当部長
2	審 議	
	素案の審議	
3	閉 会	永田みどり政策推進室長

配付資料一覧

1 次第（本紙）

2 委員名簿 資料1

3 座席表 資料2

4 説明資料 資料3

5 関係法令等 資料4

- ・京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例（抄）及び京都市都市緑化審議会規則
- ・都市緑地法（抄）

京都市都市緑化審議会

緑の基本計画検討部会 委員名簿

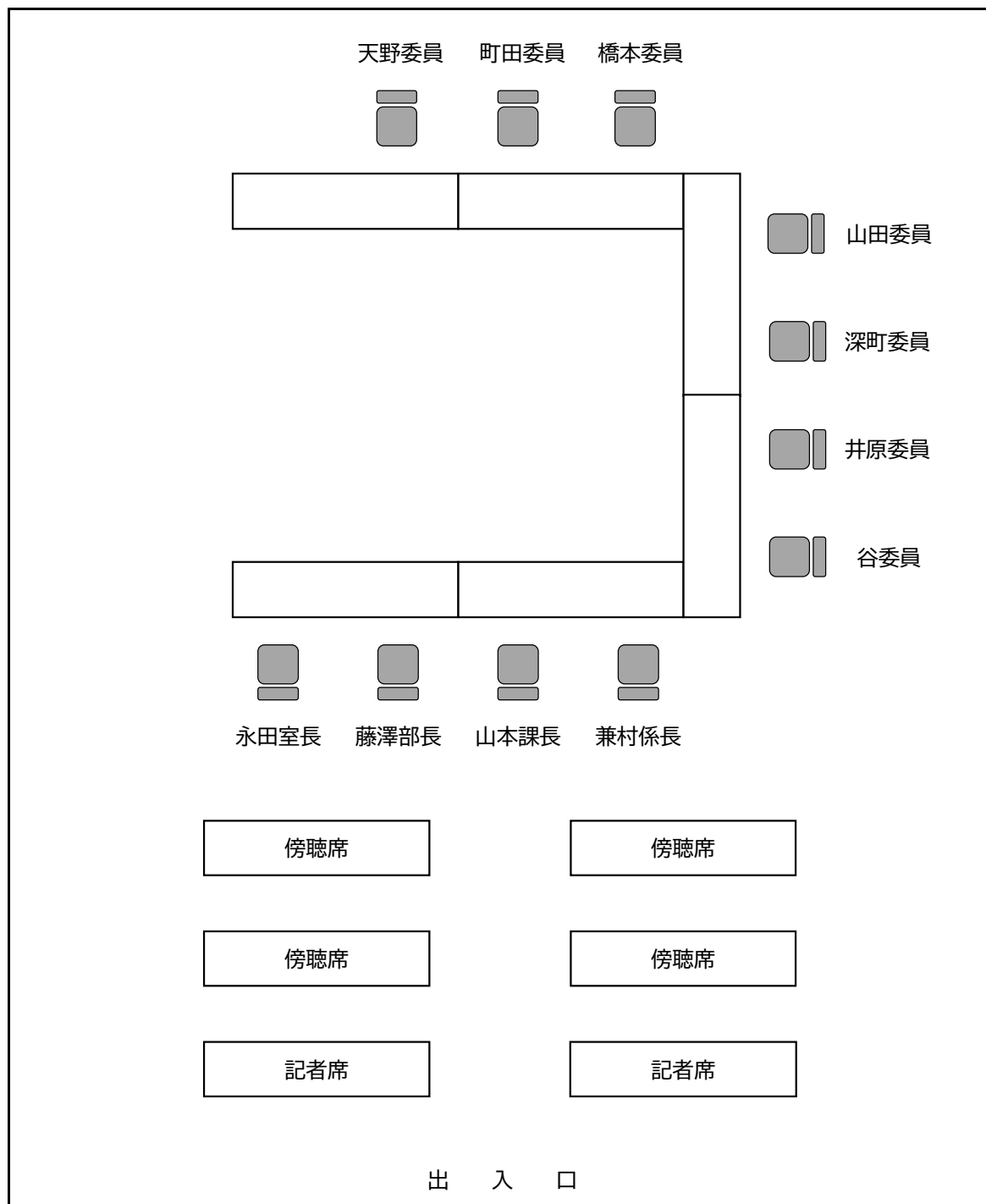
(敬称略・五十音順)

氏 名	所 属 等 ※
あまの はるみ 天野 晴美	京都府私立幼稚園PTA連合会 参与
いはら ゆかり 井原 縁	奈良県立大学地域創造学部 教授
たに ともこ 谷 萌子	公益社団法人京都市身体障害者団体連合会 理事
はしもと かおり 橋本 佳織	市民公募委員
ふかまち か つ え 深町 加津枝	京都大学大学院 地球環境学堂地球親和技術学廊 准教授
まちだ まこと 町田 誠	一般財団法人公園財団 常務理事
やまだ とよひさ 山田 豊久	一般社団法人京都造園建設業協会 会長

※ 令和7年7月 22日時点

第6回 緑の基本計画検討部会
(令和7年7月22日 午前9時30分～)

座席表
於:京都市役所分庁舎4階 第5会議室



第6回 緑の基本計画検討部会

説明資料

<2025.07.22 京都市都市緑化審議会 緑の基本計画検討部会>

目次

計画の目次

魅力発信パート	1章	理念
	2章	みどりの魅力
	3章	みどりの展望
	4章	メッセージ
計画パート	5章	計画の概要
	6章	方針・施策の方向性
	7章	各みどりの方向性
	-	資料編

スケジュール

魅力発信パート

2章 みどりの魅力（前回から修正）

3章 みどりの展望

4章 メッセージ

計画パート

5章 計画の概要

6章 方針・施策の方向性

7章 各みどりの方向性

スケジュール

前年度

審議会3回、部会4回を開催し、素案の全体像までの審議を完了

2025(R7)年度

2025年夏頃 審議会
素案の審議

2025年秋頃 審議会
素案の審議

2026年春頃 審議会
答申

計画策定

2025.06.02

部会⑤ 素案(前半)の審議等

済

2025.07.22

部会⑥ 素案の審議

本日

2025年10月頃

部会⑦ 素案・パブコメ案の審議

市民意見(パブリックコメント)の募集

2026年2月頃

部会⑧(最終) 市民意見を反映した答申案の審議

3

目次

計画の目次

魅力発信パート	1章	理念
	2章	みどりの魅力
	3章	みどりの展望
	4章	メッセージ
計画パート	5章	計画の概要
	6章	方針・施策の方向性
	7章	各みどりの方向性
	-	資料編

スケジュール

魅力発信パート

2章 みどりの魅力(前回から修正)

3章 みどりの展望

4章 メッセージ

計画パート

5章 計画の概要

6章 方針・施策の方向性

7章 各みどりの方向性

4

魅力発信パート

パート分け		章	章タイトル
魅力発信パート	写真や余白を大胆に用いて、読みやすさやアピール力に重点を置く	1	理念
		2	みどりの魅力
		3	みどりの展望
		4	メッセージ

第5回部会でのご意見

- ✓「魅力発信パート」の文体は、まだ「役所らしさ」を感じるので、もっと柔らかくして後半の「計画パート」とはタッチを意識的に変えてはどうか

執筆の方向性

- ・「魅力発信パート」は行政的な文体を用いず、柔らかく、流れるように読める様に
- ・固有名詞や専門用語には公式HP等へのリンクを作成し、誌面上の情報は最小限に

5

2章 みどりの魅力（前回から修正）

本章の意図

みどりの豊かさ・多様さを発信し、その魅力を発見・再確認してもらう



章の構成（みどりの分類別）

自然的なみどり	— 山、丘、竹林、草地
営みのみどり	— 林業地、農地
水辺のみどり	— 川、池、疏水
身近なみどり	— 公園、街路樹、雨庭、校庭
文化的なみどり	— 庭園、坪庭、社寺林、名木
特徴的なみどり	— 植物園、御苑、御所、離宮、陵墓
緑化のみどり	— 建物の緑化、敷地の緑化

Point

- ・みどりに関する紹介文は、誰にでも分かるような言葉を用いて、簡潔に書く
- ・みどりの写真は、可能な限り市職員の撮影したものを使用し、事務局の視点を示す*

*以降の各章の写真も同様

6

3章 みどりの展望

本章の意図

様々なスケール・視点でみどりのイメージを示し、みどりの豊かさや理想を伝える



章の構成	
鳥瞰図	京都のみどり全体の豊かさを示す ＊広域、市街地を含む様々なスケール・アングル
平面図	みどりの役割ごとに、分布やつながりを示す ＊市街地中心、みどりのはたらきに基づく4種
イラスト	理想とするみどりとひとの在り方を示す ＊みどりのはたらきに基づく16テーマ

Point

- 誌面を一見してみどりの展望を共有できるように、魅力的で具体的な図やイラストを示す

7

4章 メッセージ

本章の意図

みどりとの関わり方や、みどりのために一人一人ができることを知ってもらう



メッセージと求める行動（3段階）	
I.くらしにみどりを	身近なみどりへの気付き、愛着
II.みどりとふれあう	みどりを楽しむ・愛でる
III.みどりの未来のために	緑化、保全活動に参加する

Point

- 行動しやすい順に3段階のメッセージを掲げ、読者がハードルを感じないようにする
- メッセージに添える事例はあくまで代表的なものにとどめ、1ページに収まる簡潔な内容に

8

目次

計画の目次

魅力発信パート	1章	理念
	2章	みどりの魅力
	3章	みどりの展望
	4章	メッセージ
計画パート	5章	計画の概要
	6章	方針・施策の方向性
	7章	各みどりの方向性
	-	資料編

スケジュール

魅力発信パート

2章 みどりの魅力（前回から修正）

3章 みどりの展望

4章 メッセージ

計画パート

5章 計画の概要

6章 方針・施策の方向性

7章 各みどりの方向性

計画パート

パート分け		章	章タイトル
計画パート	法定事項や詳細な内容を示し、政策根拠としての役割を担う	5	計画の概要
		6	方針・施策の方向性
		7	各みどりの方向性
		—	資料編

第4回部会でのご意見

- ✓ ゆったり楽しめる冊子デザイン自体が計画の思想を表しており、文字の多い「計画パート」においても、余白を確保し、誌面全体の方針とのバランスを取ることが大切

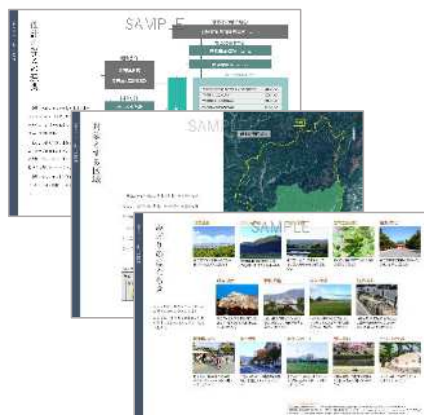
執筆の方向性

- ・ 十分な余白を確保しつつ、写真や図を効果的に使用する
- ・ 関連計画等についてはリンクを作成し、誌面上の情報は最小限に

5章 計画の概要

本章の意図

都市緑地法で定められた「緑の基本計画」としての基本的な事項を記載する



章の構成とページタイトル

概要	計画の目的、計画の期間、計画の背景 他計画等との連携
対象	対象とする区域、対象とするみどり
基礎情報	みどりのはたらき
配置方針	みどりの配置方針、緑化重点地区
目標	モニタリング・目標

Point

- ・ 急速な社会の変化に対し、柔軟かつ的確に対応できる計画を意図
- ・ 京都市独自にまとめた「みどりのはたらき」を打ち出し
- ・ 京都の特性に応じた配置方針や、質に重点を置いた総合的なモニタリングを設定

11

6章 方針・施策の方向性

本章の意図

計画の方針とそれに紐づく施策の方向性を示し、それぞれの趣旨を解説する



章の構成

体系図	理念、方針、施策の方向性の関係性を示す
方針Ⅰ	施策の方向性1、2の提示
方針Ⅱ	施策の方向性3～5の提示
方針Ⅲ	施策の方向性6、7の提示

Point

- ・ みどりの多様なはたらきに網羅的にアプローチ
- ・ 京都で培われてきた人と人のつながりや、造園の技術にも重点を置いた内容

12

7章 各みどりの方向性

本章の意図

みどりごとの重要事項や取組の方向性を示す



章の構成（みどりの分類別）

自然的なみどり	— 山、丘、竹林、草地
水辺のみどり	— 川、池、疏水
営みのみどり	— 林業地、農地
身近なみどり	— 公園、街路樹、雨庭、校庭
文化的なみどり	— 庭園、坪庭、社寺林、名木
特徴的なみどり	— 植物園、御苑、御所、離宮、陵墓
緑化のみどり	— 建物の緑化、敷地の緑化

Point

- ・京都市が主体として取り組める内容について記載
- ・他の分野別計画が主管となるみどりはアウトラインを示し、参照できるようリンクを作成
- ・公園、街路樹、雨庭については、本計画が主管となるため、重点的に記載

13

資料は以上となります。

14

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例（抄）

制定 平成25年11月15日 条例第49号

（趣旨）

第1条 この条例は、法律又は他の条例で別に定めるもののほか、執行機関の附属機関の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 市長及び教育委員会（以下「市長等」という。）に附属機関を置き、その名称、担任する事務並びに委員の定数及び任期は、別表のとおりとする。

2 前項の附属機関のほか、市長その他の執行機関は、その定めるところにより、設置期間が1年以内の附属機関を置くことができる。

3 市長その他の執行機関は、前項の規定により附属機関を設置したときは、その旨を市会に報告しなければならない。

（委員の委嘱等）

第3条 附属機関（前条第1項及び第2項の附属機関をいう。以下この条、次条第1項及び第5条から第8条までにおいて同じ。）の委員は、学識経験のある者その他それぞれの附属機関が担任する事務に応じて市長等が適当と認める者のうちから、市長等が委嘱し、又は任命する。

（委員の任期の特則等）

第4条 第2条第1項の規定にかかわらず、補欠の附属機関の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 第2条第1項に規定する附属機関の委員は、再任されることができる。

（特別委員及び専門委員）

第5条 附属機関に、特別の事項を調査し、又は審議させるため必要があるときは特別委員を、専門の事項を調査させるため必要があるときは専門委員を置くことができる。

2 特別委員及び専門委員は、学識経験のある者その他市長等が適当と認める者のうちから、市長等が委嘱し、又は任命する。

3 特別委員は特別の事項に関する調査又は審議が終了したときに、専門委員は専門の事項に関する調査が終了したときに、それぞれ解嘱され、又は解任されるものとする。

（部会）

第6条 附属機関は、特定又は専門の事項について調査し、又は審議させるため必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

2 附属機関は、その定めるところにより、部会の決議をもって附属機関の決議とすることができる。

(秘密を守る義務)

第7条 附属機関の委員（特別委員及び専門委員を含む。）は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、附属機関に関し必要な事項は、市長等が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(関係条例の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1)～(10) (略)

(関係条例の一部改正)

3, 4 (略)

(旧附属機関等の廃止及び新附属機関の設置に伴う経過措置)

5 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に次の表の中欄に掲げる附属機関又は合議体（以下「旧附属機関等」という。）にされた諮問で、この条例の施行の際当該諮問に対する答申がされていないものは、それぞれ同表の右欄に掲げる附属機関（以下「新附属機関」という。）にされた諮問とみなし、当該諮問について旧附属機関等がした調査、審議その他の手続は、それぞれ新附属機関がした調査、審議その他の手続とみなす。

1	附則第2項各号（第7号を除く。）に掲げる条例に基づく附属機関	別表に掲げる附属機関で中欄に掲げる附属機関と同一の名称のもの
2	(略)	(略)

(委員の任期の特例)

6 この条例の施行の際現に従前の旧附属機関等の委員である者は、それぞれ施行日に新附属機関の委員として委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、その委嘱され、又は任命されたものとみなされる者の任期は、別表に掲げる委員の任期にかかわらず、施行日における従前の旧附属機関等の委員としてのそれぞれの任期の残任期間とする。

(秘密を守る義務に関する経過措置)

7 (略)

別表（第2条関係）

1 市長の附属機関

名 称	担 任 す る 事 務	委員の定数	委員の任期
(略)	(略)	(略)	(略)
京都市都市緑化審議会	本市の都市緑化，公園及び緑地に関する事項について，市長の諮問に応じ，調査し，及び審議するとともに，当該事項について市長に対し，意見を述べること。	15人以内	2 年
(略)	(略)	(略)	(略)

2 (略)

○京都市都市緑化審議会規則

平成25年11月15日

規則第105号

京都市都市緑化審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例第8条の規定に基づき、京都市都市緑化審議会（以下「審議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は委員の互選により定め、副会長は委員のうちから会長が指名する。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 会長及び副会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(審議会の招集及び議事)

第3条 審議会は、会長が招集する。ただし、会長及びその職務を代理する者が在任しないときの審議会は、市長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第4条 部会の構成員は、委員のうちから、会長が指名する。

- 2 部会ごとに部会長を置く。
- 3 部会長は、会長が指名する。
- 4 部会長は、その部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。

(部会の招集及び議事)

第5条 部会は、部会長が招集する。ただし、部会長及びその職務を代理する者が在任し

ないときの部会は、会長が招集する。

- 2 部会長は、会議の議長となる。
- 3 部会は、当該部会の委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 部会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 部会長は、部会の調査又は審議が終了したときは、当該調査又は審議の結果を審議会に報告しなければならない。

(協力依頼)

第6条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述，説明その他の必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、建設局において行う。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第2条第2項の規定にかかわらず、この規則の施行の際現に従前の審議会に相当する合議体の会長又は副会長である者は、それぞれこの規則の施行の日に審議会の会長又は副会長として定められ、又は指名されたものとみなす。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、都市における緑地の保全及び緑化の推進に関し必要な事項を定めることにより、都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)その他の都市における自然的環境の整備を目的とする法律と相まって、良好な都市環境の形成を図り、もって健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的とする。

(国及び地方公共団体の任務等)

第二条 国及び地方公共団体は、都市における緑地が住民の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることにかんがみ、都市における緑地の適正な保全と緑化の推進に関する措置を講じなければならない。

2 事業者は、その事業活動の実施に当たって、都市における緑地が適正に確保されるよう必要な措置を講ずるとともに、国及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行なう措置に協力しなければならない。

3 都市の住民は、都市における緑地が適正に確保されるよう自ら努めるとともに、国及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行なう措置に協力しなければならない。

(定義)

第三条 この法律において「緑地」とは、樹林地、草地、水辺地、岩石地若しくはその状況がこれらに類する土地(農地であるものを含む。)が、単独で若しくは一体となつて、又はこれらに隣接している土地が、これらと一体となつて、良好な自然的環境を形成しているものをいう。

2 この法律において「都市計画区域」とは都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第四条第二項に規定する都市計画区域を、「準都市計画区域」とは同項に規定する準都市計画区域をいう。

3 この法律において「首都圏近郊緑地保全区域」とは、首都圏近郊緑地保全法(昭和四十一年法律第百一号。以下「首都圏保全法」という。)第三条第一項の規定による近郊緑地保全区域をいう。

4 この法律において「近畿圏近郊緑地保全区域」とは、近畿圏の保全区域の整備に関する法律(昭和四十二年法律第百三十三号。以下「近畿圏保全法」という。)第五条第一項の規定による近郊緑地保全区域をいう。

第二章 緑地の保全及び緑化の推進に関する基本方針及び計画

(基本方針)

第三条の二 国土交通大臣は、都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 緑地の保全及び緑化の推進の意義及び目標に関する事項

二 緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な事項

三 緑地の保全及び緑化の推進のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針

四 都道府県における緑地の保全及び緑化の目標の設定に関する事項その他の次条第一項に規定する広域計画の策定に関する基本的な事項

五 市町村における緑地の保全及び緑化の目標の設定に関する事項その他の第四条第一項に規定する基本計画の策定に関する基本的な事項

六 前各号に掲げるもののほか、緑地の保全及び緑化の推進に関する重要事項

3 基本方針は、国土形成計画法(昭和二十五年法律第二百五号)第六条第二項に規定する全国計画及び環境基本法(平成五年法律第九十一号)第十五条第一項に規定する環境基本計画との調和が保たれたものでなければならない。

4 国土交通大臣は、基本方針を定めようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

5 国土交通大臣は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前三項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(広域計画)

第三条の三 都道府県は、都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する措置で主として都市計画区域内において講じられるものを総合的かつ計画的に実施するため、基本方針に基づき、当該都道府県の緑地の保全及び緑化の推進に関する計画(以下「広域計画」という。)を定めることができる。

2 広域計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

一 緑地の保全及び緑化の目標

二 緑地の配置の方針その他の緑地の保全及び緑化の推進の方針に関する事項

三 緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項

四 都道府県の設置に係る都市公園(都市公園法第二条第一項に規定する都市公園をいう。次条第二項第四号において同じ。)の整備及び管理に関する事項

五 町村の区域内の緑地保全地域内における第八条の規定による行為の規制又は措置の基準

六 特別緑地保全地区内における第十七条の規定による土地の買入れ及び買入れた土地の管理に関する事項

3 広域計画は、環境基本法第十五条第一項に規定する環境基本計画との調和が保たれるとともに、景観法(平成十六年法律第十号)第八条第二項第一号の景観計画区域をその区域とする都道府県にあつては同条第一項の景観計画との調和が保たれ、かつ、都市計画法第六条の二第一項の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に適合するとともに、首都圏近郊緑地保全区域をその区域とする都県にあつては首都圏保全法第四条第一項の規定による近郊緑地保全計画に、近畿圏近郊緑地保全区域をその区域とする府県にあつては近畿圏保全法第三条第一項の規定による保全区域整備計画に、それぞれ適合したものでなければならない。

4 都道府県は、広域計画を定めるときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、関係市町村の意見を聴かなければならない。

5 都道府県は、広域計画に第二項第五号に掲げる事項を定める場合においては、当該事項について、あらかじめ、都道府県都市計画審議会の意見を聴かなければならない。

6 都道府県は、広域計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、関係市町村長に通知しなければならない。

7 第三項から前項までの規定は、広域計画の変更について準用する。

(基本計画)

第四条 市町村は、都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する措置で主として都市計画区域内において講じられるものを総合的かつ計画的に実施するため、基本方針に基づき(広域計画が定められている場合にあつては、基本方針に基づくとともに、当該広域計画を勘案して)、当該市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画(以下「基本計画」という。)を定めることができる。

2 基本計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

一 緑地の保全及び緑化の目標

二 緑地の配置の方針その他の緑地の保全及び緑化の推進の方針に関する事項

三 緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項

四 市町村の設置に係る都市公園の整備及び管理に関する事項

五 緑地保全地域内の緑地の保全に関する次に掲げる事項(町村にあつては、口から二までに掲げる事項)

- イ 第八条の規定による行為の規制又は措置の基準
 - ロ 緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項
 - ハ 第二十四条第一項の規定による管理協定(次号ニ、第八条第九項第七号及び第十四条第九項第五号において「管理協定」という。)に基づく緑地の管理に関する事項
 - ニ 第五十五条第一項又は第二項の規定による市民緑地契約(次号ホ、第八条第九項第八号及び第十四条第九項第六号において「市民緑地契約」という。)に基づく緑地の管理に関する事項その他緑地保全地域内の緑地の保全に関し必要な事項
- 六 特別緑地保全地区内の緑地の保全に関する次に掲げる事項
- イ 緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項
 - ロ 緑地の有する機能の維持増進を図るために行う事業であつて高度な技術を要するものとして国土交通省令で定めるもの(以下「機能維持増進事業」という。)の実施の方針
 - ハ 第十七条の規定による土地の買入れ及び買入れた土地の管理に関する事項
 - ニ 管理協定に基づく緑地の管理に関する事項
 - ホ 市民緑地契約に基づく緑地の管理に関する事項その他特別緑地保全地区内の緑地の保全に関し必要な事項
- 七 生産緑地法(昭和四十九年法律第六十八号)第三条第一項の規定による生産緑地地区(次号において「生産緑地地区」という。)内の緑地の保全に関する事項
- 八 緑地保全地域、特別緑地保全地区及び生産緑地地区以外の区域であつて重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区並びに当該地区における緑地の保全に関する事項
- 九 緑化地域における緑化の推進に関する事項
- 十 緑化地域以外の区域であつて重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区及び当該地区における緑化の推進に関する事項
- 3 前項第六号ロに掲げる事項には、市町村又は第六十九条第一項の規定により指定された都市緑化支援機構(以下この項及び次章第二節において「都市緑化支援機構」という。)が特別緑地保全地区内の土地において行う機能維持増進事業に関する事項を定めることができる。この場合において、都市緑化支援機構が行う機能維持増進事業に関する事項を定めるときは、あらかじめ、都市緑化支援機構の同意を得なければならない。
- 4 基本計画は、環境基本法第十五条第一項に規定する環境基本計画との調和が保たれるとともに、景観法第八条第二項第一号の景観計画区域をその区域とする市町村にあつては同条第一項の景観計画との調和が保たれ、かつ、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想に即し、都市計画法第十八条の二第一項の市町村の都市計画に関する基本的な方針に適合するとともに、首都圏近郊緑地保全区域をその区域とする市町村にあつては首都圏保全法第四条第一項の規定による近郊緑地保全計画に、近畿圏近郊緑地保全区域をその区域とする市町村にあつては近畿圏保全法第三条第一項の規定による保全区域整備計画に、それぞれ適合したものでなければならない。
- 5 市町村は、基本計画を定めるときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 6 市は、基本計画に第二項第五号イに掲げる事項を定める場合においては、当該事項について、あらかじめ、市町村都市計画審議会(当該市に市町村都市計画審議会が置かれていないときは、当該市の存する都道府県の都道府県都市計画審議会)の意見を聴かななければならない。
- 7 町村は、基本計画に第二項第五号ロ又は第六号イ若しくはロに掲げる事項を定める場合においては、当該事項について、あらかじめ、都道府県知事と協議してその同意を得、同項第五号ハ若しくはニ又は第六号ハからホまでに掲げる事項を定める場合においては、当該事項について、あらかじめ、都道府県知事と協議しなければならない。
- 8 市町村は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、都道府県知事に通知しなければならない。
- 9 第三項から前項までの規定は、基本計画の変更について準用する。

(後略)

京都市みどりの基本計画

目次

第1章 理念

第2章 みどりの魅力

第3章 みどりの展望

第4章 メッセージ

第5章 計画の概要

第6章 方針・施策の方向性

第7章 各みどりの方向性

資料編

魅力発信パート

第1章 | 理念

<この章について>

京都が目指すみどりの在り方 「京都ならではの」「みどりならではの」の理念を掲げる

山紫水明に息づく文化とともに彩りあふれる千年先の京都へ

美しい山々と清らかな川に抱かれた都市、京都。みどり豊かな風景のなかで、幾世代にもわたり紡がれてきた人々の暮らし。育まれた文化は、庭園文化をはじめとして今も京都に息づいている。空間や暮らしに美しさ、彩りをもたらす豊かなみどりを未来に向けて守り、育て、千年先の京都へと引き継いでいく—この思いを理念に込めて。

第2章 | みどりの魅力

<この章について>

京都のまちやくらしに息づくみどり その一つ一つを見つめながら伝えるみどりの魅力

山

東山、北山、西山。三山に囲まれた京都盆地。山並みの美しい眺めは京都が誇る山紫水明の風景。歴史や文化の形成にも深く関わり、多くの生き物のすみかにも。京都を包む壮大なみどり。

丘

太古の昔から京都を見つめてきた3つの丘、吉田山、船岡山、雙ヶ岡(双ヶ岡)。千年を超える歴史の中で人々に親しまれ、先人たちが大切に守り続けてきた。現在は市街地の中の貴重なみどりとして息づく。

竹林

京都を代表する風景の一つ、竹林。樹林とは異なった凜とした風景が広がる。洛西や伏見の丘陵地に多く分布。嵐山の竹林の小径、散策路は国内外の人々を魅了する。洛西竹林公園は竹を学ぶ場として親しまれている。

草地

桂川や宇治川の河川敷、公園や庭園の芝生、八丁平の湿原。いずれも京都に息づくかけがえのない草地。そこにはひらけた風景が広がり、風が通り抜けていく。夏の夕暮れにツバメが舞い、秋の夜にマツムシが鳴く。

林業地

空に向かい真っ直ぐ伸びる木々、北山杉等の林業地が広がっている。自然林とは異なる、人の営みが生み出す整然とした美しい風景。人の手により脈々と受け継がれてきた営みは、歴史文化や伝統芸術をも支えている。

農地

米や京野菜が育まれ、農業体験や食育の場となる農地。大都市でありながら、市街地南部や山すそ等のそこかしこに広がる農の風景。大地の恵みをもたらすみどりは、どこか懐かしく、都市の環境だけでなく、心と体の健康をつくる。

川

京都を代表する川、鴨川、桂川、宇治川。その他にも京都には多くの川が流れ、山紫水明と讃えられる京都独自の風情をつくり出す。くらしや文化、憩いや癒しとも深く結びつくみどり。

池

豊かな水をたたえる池。深泥池のような太古から存在する自然の池。庭園に巧みに設えられた美しい池泉。宝が池のように人の営みの中で造られたため池。水が絶えず流れる川とは一味違った、穏やかで静かな水辺の風景。

疏水

京都に恵みと潤いをもたらす流れ、琵琶湖疏水。明治期に造営され、美しい水辺の空間を形成する。無鄰菴等の岡崎エリアの庭園や、岡崎公園、哲学の道、東山自然緑地は、くらしや文化とも深く関わっている。

公園

1,000箇所近くに及ぶ市内各所の公園、その表情は実にさまざま。宝が池のような広大な自然をたたえる公園、歴史をまとめて佇む円山公園、大勢の人々の賑わいの中の岡崎公園や梅小路公園、そして日々のくらしに寄り添う近所の公園。子どもが遊び、大人が憩う、人々の居場所となる場所。くらしの中に息づいている多様で身近なみどり。

街路樹

歴史は古く、起源は平安時代といわれる京都の街路樹。明治時代以降の取組が現在の街路樹の原型となっている。イチョウ等の高木約4万本、ヒラドツツジ等の低木約80万本。何世代もの間、京都の人々の手で大切に守られ、生活とともに存在した。京都の豊かな風情と歴史ある風格を生み出している。美しい並木の四季の移ろいは、まちやくらしに彩りをもたらす。

雨庭

地上に降った雨水を一時的に貯留し、ゆっくりと地中にしみ込ませる植栽空間。日本庭園風の雨庭は大雨時の防災に役立ち、京都の庭園文化の技も光る。京都発の新しいグリーンインフラであり、くらしに寄り添うみどり。

校庭

毎日通う校庭も日々のくらしに溶け込む身近なみどり。およそ300に及ぶ学校や園（市立）、40を超える大学にはいつも元気な声がひびき、たくさん子どもたちをはぐくんできた。児童や生徒にとっての学びと憩いの場は、地域の人々にとっても慣れ親しんだ身近で大切なみどり。

庭園

庭園文化が花開く世界屈指のまち、京都。世界遺産、国宝や名勝に指定されている庭園から、美術館や個人邸の庭園まで—京都の至る所に魅力溢れる庭園が息づく。国内外の人を魅了し続ける美しさは芸術の域に達する一方、癒しのみどりとしてまちやくらしに根付く。

坪庭

京町家や建物に寄り添って設えられた小さな庭。前庭、中庭、奥庭—様々な形式の坪庭は、限られた空間にみどりの息吹や季節の移ろいを取り入れ、建物の内と外を緩やかにつなぐ。京都の市街地ならではのみどり。

社寺林

参道や境内の木立、鎮守の森、神域の森、社寺の一角をなす山等、千年を超える京都の歴史の中で古くから続くみどり。祈りや信仰の場として暮らしに溶け込んできた。山すそや市街地に残る貴重で深遠なみどり。

名木

巨木、老木、歴史や由緒のある木。京都に今も残る1,000本近い名木。時代の変遷の中にあって、京都の人々に親しまれ守られてきたみどり。長い年月、京都を見つめてきた木の存在は、まちに風格を、暮らしに豊かな深みをもたらす。歴史ある京都ならではのみどり。

植物園

行政、企業、大学等、多様な主体がそれぞれに育んできた植物園。なかでも京都府立植物園は、100年にわたって花や樹木を守り育ててきた代表的な植物園であり、様々な生きものにとって安らぎのみどり。多くの人の安らぎやくつろぎの場として親しまれてきた京都のオアシス。

御苑

市街地の中心エリアに広がる国民公園、京都御苑。周囲4kmにも及ぶ広大で深甚なみどり。かつては公家等の屋敷が建ち並んでいた。明治以降、約10万本の樹木が茂る豊かなみどりへと姿を変えた。四季折々の表情を見せる御苑には、多くの生きものが息づき、人々にとっても癒しと憩いの場、京都のコアとなるみどり。

御所

皇族の住まいや公務の場である京都御所と京都仙洞御所。京都が誇る二つの御所には、日本の庭園文化の粋を凝らした美しい空間が広がる。京都の象徴とも言える固有の存在は、国内外の人を惹きつけてやまない。

離宮

皇族の別荘である離宮。桂離宮と修学院離宮は、江戸期に造営された。建築と一体となった美しい庭園を持つ桂離宮。山中に造られ、自然に溶け込んだ景観が魅力の修学院離宮。どちらも京都の文化を象徴するみどりで、世界に誇る庭園。

陵墓

天皇や皇族が葬られている場所。京都に所在する陵墓は伏見桃山陵をはじめ42箇所。数の多さは全国でも群を抜き、京都の歴史の深さを物語る。悠久の歴史の中で築かれ、守られてきた厳かなみどり。

建物の緑化

建物と一体化したみどり、壁面緑化と屋上緑化。空間に限りのある中心市街地にも、みどりを生み出す貴重な手立て。市役所、商業施設、住宅等、随所でみられるみどりの新しいスタイル。

敷地の緑化

敷地を芝生や木立、森として活かす緑化。公共施設や企業の事業地、工場の一角等に設えられたみどり。生み出された貴重なみどりは、まちの美しい風情の一部となっていく。

第3章 | みどりの展望

<この章について>

魅力ある個々のみどりがいかに広がりつながっているのか、そこから見据えるみどりの展望

鳥瞰図＊-空中写真をもとに、京都の主なみどりを描いた図。山紫水明と讃えられる京都のみどり全体の骨格や豊かさを立体的に示している。【全2パターン】

＊鳥瞰図：鳥の目線で空から見下ろした図

平面図-どのようなみどりがどれくらいあるのかを描いた図。京都のみどりが、まちやくらしをいかに良くしているか、いかに大切なのかを示している。【全4パターン】

イラスト-「このまま続いてほしい」、「こんな未来になってほしい」。そのようなみどりの場面を描いた絵画。京都のみどりの展望の具体的なイメージを示している。【全16パターン】

鳥瞰図-1 広域

京都がどのようなみどりに抱かれているのか。東山・北山・西山の美しい山並みと、鴨川・桂川・宇治川の清らかな水の流れ。雄大な山と川のみどりが京都を成立させ、山紫水明の風情を支えている。

鳥瞰図-2 市街地

京都の市街地のみどりを示す。京都ならではの盆地の地形。三山、三川に様々なみどりが加わり、豊かなみどりのつながりを織り成す。自然的なみどり、水辺のみどり、身近なみどり、文化的なみどり、特徴的なみどり等—個性あふれるみどりがいたるところに広がる。

平面図-1 持続可能なまち

持続可能なまちを支えるみどり。都市の自然的な基盤や生きもののすみかとなる他、CO2の吸収や大気・水質の改善の助けとなる大小様々なみどりが、山間部や山すそはもちろん、市域全体にも広がっている。

平面図-2 豊かなくらし

文化に溢れた豊かなくらしにつながるみどり。山すそでは、京都の風土や文化に関わる面的なみどり(風致地区、法令による保全エリア、農地)が保全され、市街地では線的なみどり(川、街路樹)や、点的なみどり(社寺、保存樹・区民誇りの木)が市域全体に点在している。

平面図-3 安心なくらし

安心で元々なくらしにつながるみどり。地域活動や災害時の避難のために重要な公園や学校その他、大雨の時の防災に貢献する雨庭が市街地全体に広がっている。

平面図-4 みどりとひとの輪

みどりをより良くする活動が行われている場所。公園や街路樹、山、川等の美化活動や、地域にくらす人々や企業の協力による公園の利活用等、みどりとひとの輪が市街地全体に広がっている。

イラスト

- 1 山紫水明の豊かなみどり
- 2 大気や水をきれいに保つみどり
- 3 CO₂の吸収源となるみどり
- 4 色々な生きもののすみかとなるみどり
- 5 くらしの中の文化的なみどり
- 6 心に残る美しい風情につながるみどり
- 7 人を惹きつける魅力的なみどり
- 8 人の営みによる美しいみどり
- 9 安心・安全なくらしを支えるみどり
- 10 まちの暑さを和らげる涼しげなみどり
- 11 癒しや憩いの場となるみどり
- 12 居場所や交流の場となるみどり
- 13 遊びやスポーツの場となるみどり
- 14 はぐくみや学びの場となるみどり
- 15 色んな人が協力して守り育んでいるみどり
- 16 京都が誇る造園力で手入れ・創造されたみどり

第4章 | メッセージ

<この章について>

これからのみどりのため、私たちにいまできることは何なのか

みどりとの関わりを3つの段階に分け 読者へのメッセージを掲げる

I ぐらしにみどりを

豊かなみどりが息づく京都

みどりを日々のぐらしの中で身近に感じる—— ぐらしの彩りが増してくる

例えば... ふと見かけた花や生きものを 写真に撮って、名前を調べる

いつもの散歩や通学・通勤の道中に、お気に入りのみどりを見つける 等

II みどりとふれあう

身近に感じるからふれあいへ

色々なみどりを楽しむ—— みどりを愛でるまちにつながる

例えば... 公園で開催されるイベントに、家族や友人を誘って参加する

山歩きや川遊び等、季節ごとのアウトドア活動を楽しむ 等

III みどりの未来のために

京都を愛する人の手で

受け継がれてきたみどりを守り育てる—— みどりの新たな未来が生まれる

例えば... 自宅の庭や自社の敷地で、京都特有の植物を育てる

山や川、公園・道路で行われる 美化や環境保全の活動に参加する 等

計画パート

第5章 | 計画の概要

<この章について>

理念の実現に向かってどのようにみどりを展開していくのか。計画の概要を示す。

計画の目的

京都市みどりの基本計画は、都市緑地法に基づく計画（法定計画）です。本計画の目的は、理念の実現にあり、そのために、京都のあらゆるみどりの保全と緑化の推進について、理念、展望やメッセージを発信します。これにより、京都に関わる多様な主体の力を結集し、みどりに関する取組を推進します。

計画の期間

計画の歩み

京都市では、「緑の基本計画」が都市緑地法に規定される以前から、みどりのネットワークを重視した計画を策定し、順次改定をしています。引き続き、総合的かつ計画的に、より充実したみどりの実現に取り組みます。

計画期間

2026年度～2035年度（10年間）

※計画の改定について

第1次計画から第2次計画にかけては、内容に継続性はあるものの、理念や方針等の根本的な部分を見直し、誌面構成も全面的に刷新しました。第2次計画から第3次計画にかけては、計画全体の構成から内容に至るまで根本的な見直しを行いました。2036年度の計画の改定（第4次）は、みどりが長期的な視野に立って取り組むべき特性を持っていること、また、計画策定に要する業務の効率化を踏まえながら、見直しの程度を検討します。

これまでの京都市の「緑の基本計画」

1993(H5)年～1998(H10)年 いきいきグリーンプラン京都（京都市都市緑化推進基本計画）

京都のランドデザインとなる緑のネットワークの形成国土交通省の通知により、「緑の基本計画」が法規定される以前に策定

1999(H11)年～2009(H21)年 京都市緑の基本計画（第1次）

拠点の緑や軸の緑、緑同士をつなぐ、緑のネットワークを重要視 → 防災避難路の確保、豊かな都市生態系の創出

2010(H22)年～2025(R7)年 京都市緑の基本計画（第2次）

基本方針のひとつとして、水と緑のネットワークづくりを掲げる → 生態系ネットワーク、風の道を創出

2026(R8)年度～2035(R17)年度 京都市みどりの基本計画 (第3次)

生物多様性とマネジメントの視点を強化

みどりの質の向上と社会変化への柔軟性を重視した計画に刷新

計画の背景

前計画の策定以降、みどりに関する様々な社会状況の変化がありました。本計画では、近年のみどりをとりまく情勢や視点を反映したほか、計画自体の在り方についても、社会の要請を踏まえて再検討しています。

他計画等との連携

京都市では、みどりの他にも市政上の重要な分野ごと(環境、都市計画、文化、農林等)に計画を策定しています(いわゆる分野別計画)。また、分野別計画の上位には、京都市の「世界文化自由都市宣言」や「京都基本構想」等があり、本計画はこれらに基づく内容となっています。京都市みどりの基本計画は、上位計画や分野別計画と連携し、取組を展開します。

対象とする区域

対象とする地域は、都市(都市計画区域)だけでなく、山間地域(都市計画区域外)を含めた京都市域全域です。ただし、本計画は、都市緑地法に基づく計画であり、主な内容は都市的な土地利用がされているエリア(市街化区域)に関するものとなります。

対象とするみどり

対象とするみどり*は、京都に存在する「あらゆるみどり」です。面積の大小、公有・民有の別に関わらず、次のすべてのみどりを計画の対象とします。

「自然的なみどり」— 山、丘、竹林、草地

「営みのみどり」— 林業地、農地

「水辺のみどり」— 川、池、疏水

「身近なみどり」— 公園、街路樹、雨庭、校庭

「文化的なみどり」— 庭園、坪庭、社寺林、名木

「特徴的なみどり」— 植物園、御苑、御所、離宮、陵墓

「その他のみどり」— 建物の緑化、敷地の緑化

* 都市緑地法には、みどり(緑地)を次のように定義しています。本計画もこの定義に基づいています。「樹林地、草地、水辺地、岩石地、またはこれらに類する土地が、単独で、または一体となって、あるいはそれらに隣接する土地が一体となって、良好な自然的環境を形成しているもの」

みどりのはたらき

みどりには、まちや暮らしに与える様々なはたらきがあります。ここでは、本計画で京都市が独自に抽出した14のはたらきを示しています。

1 自然基盤

都市の空間や風景の大きな基礎(ベース)となるはたらき

2 CO₂吸収源

気候変動問題の原因となるCO₂を吸収・固定するはたらき

3 大気・水質

都市の大気や川や池といった水辺の水質を良質に保つはたらき

4 生物生息空間

あらゆる動植物のすみかや通り道になるはたらき

5 歴史・文化

都市の歴史や文化の拠り所やとなるはたらき

6 経済・活力

ひととみどりの多様な関わりを通じて、経済やまちの活力を生み出すはたらき

7 景観・風情

三山の借景や歴史的なみどり等、京都らしい景観や風情を生み出すはたらき

8 営み・生業

行事や仏事神事等の営みにつながはたらきや、林業や農業等人の生業につながるはたらき

9 防災・減災

治山治水、雨水貯留、延焼防止、災害時の避難場所等、まちの安心・安全を支えるはたらき

10 居場所・交流

色々な人の居場所となるはたらきや、人と人との交流の場となるはたらき

11 暑さ緩和

日陰によりまちの暑熱環境を緩和し、快適性をもたらすはたらき

12 遊び・スポーツ

子どもからお年寄りまであらゆる世代の遊びやスポーツの場となるはたらき

13 癒し・憩い

平穏な空間での散策や会話等、癒しや憩いの場となるはたらき

14 学び・はぐくみ

あらゆる学びの場や子育てのな場となるはたらき

みどりの配置方針

※「6つの視点」については、庁内調整中のため未記載。

本計画の理念を実現するために重要なのが、みどりの配置方針です。無秩序にみどりを配置するのではなく、社会のニーズや地域の特性に合わせて、ふさわしい場所にふさわしいみどりを計画的に配置する必要があります。本市では、配置方針として、みどりのネットワークを掲げ、その充実を図る上で重点を置く6つの視点を示します。

みどりのネットワーク

みどりのはたらきを効果的に発揮するには、個々のみどりが孤立して存在するのではなく、互いにつながりながら広がっている「みどりのネットワーク」が重要であり、本市ではこれまでからもみどりのネットワーク化に取り組んでいます。今後も以下の考えのもと、みどりネットワークの維持と充実を図るみどりの配置に取り組めます。

輪のみどり

山や農地は京都の基盤となる自然的なみどりとして保全します。従来からの法的な規制を継続しつつ、みどりとしての質の向上に取り組めます。

縁のみどり

山並みと市街地の境界となる山すそは「縁のみどり」として今後も保全します。このエリアには農地や寺社の庭園といった文化的なみどりが多く残っています。また、京都では、山並みの保全にとどまらず、山すそまで含めて守られていることが、大きな特長です。

軸のみどり

川や街路樹は個々のみどりをつなぐ「軸のみどり」として今後も充実に取り組むとともに、質の向上についてもより重点を置いて取り組めます。

拠点のみどり

市内に点在する一定規模以上のみどりは、拠点となるみどりとして、その保全と質の向上に取り組めます。

緑化重点地区

緑化重点地区とは、「重点的に緑化の推進に取り組む地区」で、都市緑地法において、本計画において定めることとされており、本市においては、都市計画区域内の市街化区域全域を緑化重点地区として従来から定めています。今後も、この緑化重点地区を中心に、「みどりの基本計画」に掲げる施策の方向性を踏まえながら、グリーンインフラや生物多様性等に資する緑化の推進に重点的に取り組めます。

モニタリング・目標

本計画では、本市が実施する取組によりみどりの量と質の向上を目指すとともに、「しっかりとみどりを感じ、行動に参加していただくこと」を目標とします。モニタリングに当たっては、行政・市民の双方の視点から定期的に調査を実施し情報発信と結果の開示を行います。これにより、本計画に基づく取組の状況を広く共有するとともに、施策の方向性がバランスよく展開していける様に改善を行います。

第6章 | 方針・施策の方向性

<この章について>

計画の理念にいかに関わりアプローチするのか 方針と施策の方向性を示す。

方針Ⅰ 多様ないのちに寄り添い、持続可能なまちをめざす

山紫水明と讃えられる京都の豊かなみどりと、そこに息づく多様な生きものたち。それらがつながりを持てるよう、みどりを大切に守り育てることで、千年先へと続く持続可能なまちを目指します。

施策の方向性1 豊かな自然環境

持続可能なまちの基盤となるみどりを守り育てる

京都は千年を超える歴史の中でまちやくらしと共にみどりを育んできました。そして、近年は世界的に気候変動への対策がより強く求められており、みどりの役割がこれまで以上に重要になっています。これからも京都が誇る豊かなみどりの保全に取り組みます。

施策の方向性2 多様な生きもの

生物多様性の保全・回復につながるみどりを守り育てる

京都には様々なみどりが至る所にあり、生きもののすみかや通り道にもなっています。そうしたみどりは、京都のような大都市では意識して守らなければ少しずつ失われていく恐れがあります。多様な生きもののすみかや通り道となるみどりを守り育てます。

方針Ⅱ 絆と文化をみどりで紡ぎ、豊かで安心なくらしをはぐくむ

悠久の歴史の中でみどりを通じて紡がれた人と人とのつながりや文化。これからもみどりを大切に受け継ぎ、豊かで安心なくらしをはぐくみます。

施策の方向性3 京都の文化と風情

京都に息づく文化や風情を支えるみどりを形成する

庭園や名木等のみどりは、京都ならではの文化や風情を生み出しています。こうした歴史的なみどりを未来に受け継ぐとともに、京都の新たな文化や風情につながるみどりを守り育てます。

施策の方向性4 安心で元氣なくらし

安心安全で心と体のすこやかさに貢献するみどりを形成する

身近な近所の公園や街路樹、水辺の空間等のみどりは、何気ない存在ですが、地域のつながりや、健康的な心身、安心安全なくらしを支える重要な存在です。安心で元氣なくらしにつながる身近なみどりの確保に今後も取り組みます。

施策の方向性5 まちの活力

多彩な交流を生みまちの活力につながるみどりを形成する

魅力的なみどりは、人とみどりとの多彩な交流を生み、京都に活力を もたらしめます。まちの活力を高める魅力的なみどりの創出に取り組めます。

方針Ⅲ みどりとひとの輪を広げ、後世に庭園文化都市をつなぐ

みどりに集う人々が織りなすつながりと、京都の庭園文化の中で培われてきた造園の技術を活かし、上質なみどりに溢れた京都を後世へとつなげます。

施策の方向性6 地域力の発揮

多様な主体との連携により みどりの質を高める

市民や大学、企業、各種団体等、京都のみどりに関わる人々の知恵と行動を、京都の地域力としてみどりの利活用や管理といったあらゆる場面で積極的に活かすことにより、みどりの質を更に高めます。

施策の方向性7 造園力の活用

世界に誇る造園力を活かし みどりの質を高める

剪定や植栽等の技術にとどまらず、美しく魅力的で心を動かす空間を生み出す力は、造園の大きな特長です。卓越した京都の造園力を活かし、どこを見ても庭園のように設えられた、質の高いみどりを実現します。

第7章 | 各みどりの方向性

※「公園」「街路樹」以外のみどりについては、庁内調整中のため未記載。

＜この章について＞

第2章で紹介したそれぞれのみどりについて、京都市としての取組の方向性を示す。

公園

京都市が管理する1,000箇所近い公園は、それぞれの特性に応じて、以下のような公園を目指し、魅力の向上に取り組めます。

- 市街地における貴重な自然環境を保全し、京都本来の生態系や生きものの多様性を育む公園
- 京都特有の歴史や文化に深く関わるみどりを保全・活用し、次世代に受け継ぐ公園
- それぞれの地域の環境や暮らしに寄り添い、子育てや学び、地域内の交流を育む公園
- 京都での都市生活における癒しや憩い、遊びやスポーツの貴重な場として、心身の健康をもたらす公園
- 市街地の暑さを和らげ、大気浄化を促進し、快適な空間を創り出す公園
- 一定の等の確保等により、地域の防災拠点として機能する公園
- 老朽化した施設や樹木を適切に管理した安心安全な公園
- 市民、学生、企業等、公園を愛する人々の力が活かされた公園
- 剪定や植栽、庭園づくり等、京都の歴史の中で培われてきた高い造園技術が活かされた公園

街路樹

京都に近代的な街路樹が初めて植えられたのは、今から100年以上前の明治45年です。それ以降、街路樹の整備に継続的に取り組み、現在では、高木が約4万本、低木が約80万本に及んでいます。

また、街路樹の剪定や更新など、高い水準の育成管理に継続的に取り組んでおり、都市における重要なみどりとなっています。

以下の方向性のもと、質が高く、持続可能な街路樹の実現に取り組めます。

- 市街地の暑さを和らげ、大気浄化を促し、快適な空間を創り出す街路樹
- 点在するさまざまなみどりを空間的につなぎ、京都の豊かなみどりのネットワークを支える街路樹
- 植物の美しさと季節感を暮らしにもたらし、京都の美しい風情を生み出す街路樹
- 日々の育成管理、倒木の予防、計画的な樹木更新などにより、安全性と健全性が保たれた街路樹
- サクラやイチョウの並木など、周辺の環境や風情と調和した計画的な整備により、京都に彩りや活力をもたらす街路樹
- 市民、学生、企業など、さまざまな人々との協力により守り育まれた街路樹
- 京都の美しい風情と調和した緑の空間づくりなどで培われた、造園の高い技術が活かされた街路樹